

稲沢市バドミントン協会規約

(名 称)

第 1 条 本会は、稲沢市バドミントン協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事 務 局)

第 2 条 本協会に事務局を置き、事務局は会計宅とする。

(目 的)

第 3 条 本協会は、バドミントンの普及・振興をはかるとともに、会員相互の親睦及び体力向上に資することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本協会は、前条の目的を達成するために、大会及びその他本協会が必要と認めた事業を行う。

(組 織)

第 5 条 本協会は、会員をもって組織し、会員は、本協会の主旨に賛同した団体及び個人とする。
なお、理事会の認める団体においては、準登録団体として協会の支援の対象とする。

(役 員)

第 6 条 本協会に、次の役員を置く。

会 長	1 人	理 事 長	1 人	常 任 理 事	若 干 人
理 事	若 干 人	会 計	1 人	監 事	2 人

(会 長)

第 7 条 会長は、役員会において選任する。

会長は、本協会を代表し、本協会を総理する。

(理 事 長)

第 8 条 理事長は、理事の互選による。

理事長は、本協会の会務を執行する。

(常 任 理 事)

第 9 条 常任理事は、理事の互選による。

(理 事)

第 10 条 理事は、各団体の代表者及び本協会が必要と認めた者とする。

理事は、理事長を補佐し、事業の運営にあたる。

(会 計)

第 11 条 会計は、理事の互選による。

会計は、本協会の経理にあたる。

(監 事)

第 12 条 監事は、役員会において推せんし、会長が委嘱する。

監事は、会計を監査する。

(顧 問)

第 13 条 本協会に顧問を置くことができる。

1 顧問は、役員会において推せんし、会長が委嘱する。

2 顧問は、重要事項に関して会長の諮問に応ずる。

(任 期)

第 14 条 役員任期は、2 年とし再選を妨げない。

1 役員任期が満了しても、後任者の就任するまで職務を行う。

2 補欠役員任期は、残任期間とする。

(会 議)

第 15 条 本協会に、役員会及び常任理事会を置く。

(役 員 会)

第16条 役員会は、会長・理事長・常任理事・理事・会計及び監事をもって構成する。

1 役員会は、会長が招集し、議長となる。

2 役員会は、次の事項を決議する。

- (1) 規約等の制定・改廃事項
- (2) 事業計画及び収支予算事項
- (3) 事業報告及び収支決算事項
- (4) 役員を選任事項
- (5) その他重要な事項

3 役員会の会議は、役員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

4 役員会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。

(常任理事会)

第17条 常任理事会は、会長・理事長・常任理事・会計をもって構成する。

1 常任理事会は、会長が招集し、議長となる。

2 常任理事会は、次の事項を分掌する。

- (1) 役員会に提出する事項の立案。
- (2) 役員会から負託された事項。
- (3) 各大会・行事へのメンバー派遣に関する事項。
- (4) その他本協会の運営に関する事項。

(経費)

第18条 本協会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

(会費)

第19条 会費は、毎年度、次に定める額を負担しなければならない。

- | | | |
|--------|-------------------|-------------------|
| (1) 会費 | 1団体(10人以上) 3,000円 | 1団体(10人未満) 1,000円 |
| | 個人 | 400円 |

(2) 大会参加費 令和5年度記念大会より理事会にて参加費の見直しを実施する。

以降、理事会にて大会参加費を決定する。

10名未満の団体が10人を超えたところで随時2000円徴収。

随時、登録名簿提出時に判断する。

第5条で認められた準加盟団体においては、加盟費を免除する。

(会計年度)

第20条 会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日までとする。

(表彰)

第21条 次に該当する者があるときは、記念品を贈呈し表彰する。

(1) 愛知県体育協会・愛知県バドミントン協会・稲沢市・稲沢市スポーツ協会から表彰された役員。
(稲沢市バドミントン協会の推薦による)

(2) 本協会が推薦し、稲沢市の代表選手として県大会に優勝及び愛知県の代表として全国大会等
に出場した選手・監督。

(3) 10年以上、本協会に登録及び大会に出場かつ75才以上で、常任理事会において認めた者。
(理事の推薦による)

(弔慰)

第22条 役員で次に該当する者があるときは、弔慰を表す。

(1) 役員死亡の場合は、代表者が会葬し、生花一基と香料10,000円を供える。

(2) 役員の配偶者が死亡の場合は、代表者が会葬し、香料5,000円を供える。

(雑則)

第23条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が役員会の承認を得て定めるものとする。

付則

この規約は、昭和59年4月1日から施行する。

付則

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。